

入札契約制度の改善について

平成18年4月

当会社では、入札契約制度の透明性・競争性の高い公正な入札・契約手続きを推進するため、平成18年度から次のとおり実施することとします。

1 低入札価格調査制度の導入について

工事の適正な施工体制を確保するためのダンピング受注の防止を図り、併せて、入札参加者の適正な積算の促進と工事の品質確保の観点から予定価格2,500万円以上の工事を対象に低入札価格調査制度を導入します。

2 一般競争入札の対象工事の拡大について

競争性及び調達手続きの透明性の一層の向上を図るため、現行の設計金額10億円以上を予定価格2億円以上に対象工事を拡大します。
なお、建築工事は、当面予定価格5億円以上を対象とします。

3 公募型指名競争入札の対象工事の見直しについて

競争性及び調達手続きの透明性の向上を図るため、一般競争入札の拡大にあわせ、現行の設計金額2億円以上10億円未満を予定価格1億円以上2億円未満に対象工事を見直します。
なお、建築工事は、当面予定価格1億円以上5億円未満を対象とします。

4 設計金額の事前公表（試行）の取止めについて

委託業務（設計金額250万円以上）の競争入札において、設計金額の事前公表（試行）を平成14年度から実施してきたところですが、平成18年度業務実施分から設計金額の事前公表（試行）を取止めました。